

会 議 録

令和4年度第4回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時 2023年（令和5年）3月27日（月）10：03～11：51

開催場所 本庁舎5階 会議室5-1、5-2 Web会議併用

出席者 委員17名（うち、職員1名）

澁谷委員長、猪野委員、大津委員、梶ヶ谷委員、齋藤（勤）委員、
大竹委員、天野委員、中尾委員、松尾委員、齊藤（多）委員、
井本委員、山下委員、野際委員、久保委員、佐々木委員、
鈴木委員、三ツ橋委員

事務局26名

子育て企画課（川口課長、高田主幹、大久保補佐、田淵補佐、
佐藤補佐、財田主任、中野主任）

子ども家庭課（金子補佐、小林補佐、忽滑谷補佐）

保育課（宮代課長、作井主幹、岩井主幹、渡辺補佐、山中補佐、
福岡上級主査、小林主査、中野主査、近藤主査、田野主任）

子育て給付課（西山課長、鶴井補佐）

青少年課（高橋課長、林補佐、小野補佐）

健康づくり課（中村主幹）

欠席者 委員3名

内 容

1 開会

2 報告

- (1) 「藤沢市子ども共育計画」指標としての「子どもの居場所」の箇所数について
- (2) 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- (3) 令和5年度における医療的ケア児保育事業の取組について（保育課）
- (4) 医療的ケア児等支援事業について（子ども家庭課）

(5) 第3回子ども・子育て会議委員意見・質問への回答について

3 その他

(1) 令和5年度藤沢市子ども・子育て会議委員改選について

(2) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組について

4 閉会

1 開会

○事務局

ただいまから令和4年度第4回藤沢市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入るまで進行させていただきます子育て企画課の大久保と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、委員の出席状況についてですが、本日は池辺直孝委員、竹村裕幸委員、鬼塚健自委員から事前にご欠席のご連絡をいただいております。また、中尾委員、齊藤(多)委員、井本委員、佐々木委員、鈴木委員、野際委員に関しましては、オンラインでのご参加となっております。

現時点で委員20名中17名のご出席をいただいておりますことから、藤沢市子ども・子育て会議条例第7条第2項「会議は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」の条件を満たしておりますので、本日の会議は成立することをご報告いたします。

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。

事前に郵送させていただいたものになりますが、令和4年度第4回子ども・子育て会議の次第、資料1『藤沢市子ども共育計画』指標としての『子どもの居場所』の箇所数について、次に、A3のとじ込みで右上に「別紙2」とあるもので、資料1-2『藤沢市子ども共育計画』に位置付けられた事業に関連する『子どもの居場所』、同じくA3のとじ込みで右上に「別紙3」とあるもので、資料1-3『藤沢市子ども共育計画』の事業には位置付けられていない『子どもの居場所』、資料2「藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し等について」、資料3「子どもの居場所についてのアンケート調査結果」、資料4「令和5年度以降の医療的ケア児保育事業の取組について」、資料5「第3回子ども・

子育て会議委員意見・質問票（回答）」、資料6「『こどもまんなか社会』の実現に向けた取組について」、合計8点になります。不足等ございましたら、お申し出いただけますでしょうか。——大丈夫でしょうか。

続きまして、会議の進行についてご案内いたします。

本日の会議は、会議録の作成を事業者に依頼しておりますことから速記者が同席しております。ご発言の際にはマイクをお持ちいたしますので、マイクを通じてお話しくださいますようお願いいたします。

また本日は、委員の一部の方につきましてオンラインでご参加いただいております。オンライン参加されている委員の皆様は、原則としては音声をオフにして会議にご参加ください。ご発言の際は音声をオンにした上でご発声いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の会議の情報公開の取り扱いについてご案内いたします。

本日の会議でございますが、この会議は地方自治法の規定に基づく市の附属機関に位置づけられておりまして、藤沢市情報公開条例第30条の規定においては、会議は公開することとされておりますが、次第2、報告（1）につきまして、藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する実施機関内部の審議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるものであることから、同条例第30条第2項の規定に該当するため、非公開としたいと考えております。

また、藤沢市審議会等の公開に関する要綱第6条の規定に基づきまして、会議資料につきましては、資料1、資料1-2、資料1-3を非公開としたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局

ご異議がございませんので、本日の会議は一部非公開とさせていただきます。

なお、資料1、資料1-2、資料1-3に関しましては、本日、会議室5-1でご参加いただいている方につきましては、委員会終了後に回収をさせていただきます。お帰りの際は机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

オンラインでご参加いただいている皆様につきましては、来年度の第1回会議のときに回収をさせていただきたいと考えておりますので、それまでお手元で保管いただき、外部への公表はお控えくださいますようお願いいたします。

本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、この後の進行は澁谷委員長によろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従って議事を進行させていただきます。

議事につきましては、本日は市の各担当課からの報告が中心となっておりますが、このことに関しましてこんな施策があったらいいのではないかと、この現状についてどうなっているのかももう少し詳しく知りたいということで、委員相互のやりとりも必要に応じて行っていただければと思っております。

2 報告

(1) 「藤沢市子ども共育計画」指標としての「子どもの居場所」の箇所数について

(非公開)

(2) 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

○澁谷委員長

次に、報告(2)「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」です。今ご指摘のありました放課後児童クラブのことも含めて、本会議では大きな話題の一部かなと思っておりますが、こちらにつきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(子育て企画課)

子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと、藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)の中間見直しにつきまして、資料2に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2の1ページです。「藤沢市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し等について」でございます。第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の第5章に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」につきましては、これまで令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間として、中間年である今年度に見直しを行うこととしてございまして、この間、子ども・子育て会議でもご報告をさせていただいたところでございます。今回、藤沢市議会、また、これまでの子ども・子育て会議のご意見を踏まえながら、事業計画の見直しを行いましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、(1)「事業計画の中間見直しの考え方」につきましては、これまでの実績を踏ま

えた見直しを行いまして、ことしの1月に神奈川県との協議を行ったところでございます。

(2)「各事業の見直し内容」ですが、協議した内容につきましては、2ページの(4)「神奈川県との協議内容」に掲載した表のとおりでございます。前回ご報告させていただいた内容からの変更はございません。

1ページにお戻りいただきまして、(3)「今後のスケジュール」につきましては、こちらに記載のとおり、市議会、子ども・子育て会議からのご意見を踏まえた形で確定をしまいるという流れになります。

次に、飛びまして、11ページにお移りいただきたいと思えます。「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)の中間見直しについて」でございます。こちらにつきましては、同じく1月にご報告させていただいた資料と特に大きな変更はございません。令和2年3月に事業計画において推計いたしました今後5年間の教育・保育の量の見込みに対して具体的な確保方策を定めたガイドラインを策定し、これまでの間、認可保育所等の新設を中心に取り組みを進めた結果、令和3年から2年続けて、国基準による待機児童が0人となっている状況でございます。

ガイドラインの中間見直しに当たりましては、就学前児童人口の減少ですとか、保育士不足等の状況を踏まえまして、地域ニーズに応じた適正な供給を図るため、次に記載の視点に基づきまして、中間見直しの作業を進めました。

視点としましては、まず、(1)現行のガイドラインにつきましては、「教育・保育の量の見込み」に対応するため、さまざまな子育て支援施策の方向性も定めておりますが、今回の見直しに当たりましては、「2号・3号認定」に特化した見直しを図るという形とさせていただきます。

次に、(2)の量の見込みにつきましては、入所申込児童と本市の保育の受け皿全体を見据えた中で精査を行いまして、今後2年間の見込みを暫定値として、表のとおり推計をいたしました。

次に、(3)の見直し後の「量の見込み」に対しましては、引き続き国の待機児童数をゼロとするために必要となる定員数を確保するための計画とします。その方策につきましては、既存保育施設の活用ですとか、保育士確保の取り組み等を優先して進めながら、認可保育所等の新設も含めた形で検討してまいります。

以上、子ども・子育て支援事業計画と藤沢市保育所整備計画の中間見直しについてのご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、子どもの居場所づくり推進計画の中間見直しにつきましては、青少年課よりご報告させていただきます。

○事務局（青少年課）

資料2の12ページの3「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画の中間見直しについて」に沿ってご説明させていただきます。こちらの最初は放課後児童クラブ整備計画の中間見直しということで、先ほど出てきたお話のところかと思えます。

令和2年度から令和4年度までの児童クラブの申込状況の実績に基づいて見直しをさせていただきました。そういった中で、市全体としては、最初の計画よりも申込状況が少なかったため、全体のニーズとしては多少の下方修正が入っております。

ただ、先ほど来のお話にあるとおり、学区によって申し込みの状況に差異が生じておりますので、児童クラブを整備する学区も含めて見直しをさせていただきました。それが12ページの下段の「今後の児童クラブ整備予定」です。市としては、この5小学校区を今後整備する予定として計画を策定させていただいております。その中には先ほどのお話に出てきた辻堂小学校区、湘南台小学校区、そういったところも整備の対象となっております。

児童クラブの整備計画としては以上です。

次に、(2)『子どもの居場所についてのアンケート』についてです。こちらについては資料3をご参照いただきたいと思います。「子どもの居場所についてのアンケート」につきましては、これまで実施したということと、アンケートの案といったものをお示しするにとどまっていたかと思えますけれども、今回はその集計結果等をお示しさせていただいております。

こちらにつきましては、藤沢市子どもの居場所づくり推進計画を策定した際に、見直し時点で、子どもの視点に立ちまして、子どもたちがどのような居場所を必要としているか、そういったところの意見を聞いて計画に反映させていくことを定めたことに基づきまして、市内の小学校のお子様、保護者の方を対象に実施させていただいたものです。

アンケートのつくりとしましては、前半はお子様の学校、学区、学年など基本的なところを伺いまして、次に、どういう居場所をご存じかといったところを聞かせていただきました。その後、もともと子どもの居場所づくり推進計画でこう考えていて、今後整備等を検討している内容につきましては、実際お子様方にどのようなニーズがあるかといったところを質問7以降で聞かせていただいているので、その集計という感じになっております。今回の集計結果につきましては、今後の居場所づくりの施策の展開に生かしていく考えで

ございます。

説明としては以上となります。

○澁谷委員長

本件につきましても、前の会議までにご報告したり、ご意見をいただいたりしたもののその後の経過報告ということになっております。特に細かい数字などは、前にごらんいただいたものから変更なく経過していることなど、改めてご確認いただければと思います。

また、報告事項（１）と対応しまして、放課後児童クラブの整備についても、市として具体的な整備校も挙げながら、このあたりの整備を進めるというお話がございました。現に足りてなくて、そのためにいろいろな影響が出ているのも事実かと思っておりますので、今回の会議で「このあたりがちょっと足りてないのではないですか」というところについては改めてご確認いただきたい。整備は一朝一夕にはいかない部分があるかと思っておりますが、市のほうには引き続き量的な確保について経過を見ていただければと思います。

では、報告事項（２）につきまして、いろいろな資料が出てまいりました。アンケートの調査結果なども出てまいりまして、事前にお目通しいただく時間が十分とれたかどうか心もとないのですが、この会議の場でご質問、ご意見等ございましたら、委員の皆様よりご発題いただければと思います。よろしく願いいたします。

○天野委員

アンケートの調査結果でお聞きしたいことがあります。児童館や地域子どもの家の件で、児童館のランドセル来館の事前登録制等をいろいろご質問されているのですが、こういった希望がまあまああるということだと、ランドセル来館の方向で考えていらっしゃるということでしょうか。

○事務局（青少年課）

ランドセル来館につきましては、現在の居場所の推進計画の中でも、この計画期間の中で検討していくということであらわさせていただいております。ランドセル来館につきましては、この１月に現行やっている市町村に視察に行き、令和５年度に試行という形で進めていくような計画で現在のところ考えております。

○澁谷委員長

そのほか、何かございますか。

では、ないようでしたら、本件は報告を承りましたということで次に進めさせていただきます。

(3) 令和5年度における医療的ケア児保育事業の取組について（保育課）

○澁谷委員長

次に、報告事項（3）「令和5年度における医療的ケア児保育事業の取組について」ですが、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（保育課）

資料4をごらんください。「令和5年度以降の医療的ケア児保育事業の取組について」、報告します。

1「現状及び課題」です。本市では、2022年（令和4年）10月から、医療的ケア児保育事業を開始しました。現在、公立保育所1施設において受け入れを行っております。そちらは訪問看護ステーションとの委託契約によって、時間の定まった医療的ケアを行っております。この受け入れを行った児童につきましては、園生活にも慣れまして、継続して登園することができております。また、保護者も入園を喜ばれておりまして、就労が継続されている状況です。

また、本事業では、事業開始の広報周知を行った2022年（令和4年）6月以降、これまで15名ほどの保護者から入所にかかわるご相談が寄せられております。このうち2名の方から、2023年（令和5年）4月からの入所を希望する意向が示されました。その中には常時の医療的ケアが必要なお子さんも含まれていますことから、この対応にかかわる保育所の受け入れ体制の確保が課題となっております。

2「令和5年度以降の取組予定」。入所にかかわるご相談の状況を踏まえまして、公立保育所の受け入れ施設数を、これまでの2施設から3施設に拡大するとともに、現在の訪問看護による対応に加え、市が独自に看護師を確保し、一部の保育所にて看護師を常駐させることで、常時の医療的ケアが必要な児童の受け入れ体制を整備いたします。

これを受けまして、今2名の方から入所の希望が出ているというお話をさせていただきましたが、この2名の方の入所が決定しております。各園との入園面談も終えて、4月から保育がスタートすることになっております。

あわせて、法人立保育所での医療的ケア児の受け入れを促進するため、これまでの人件費等の助成に加え、施設改修等を助成対象に加えるなどして、増加するニーズに対応することにより、本市全体でインクルーシブ保育を推進していきます。

以上です。

○澁谷委員長

この医療的ケア児の件に関しては次の報告事項でも出てきますが、こちらは「医療的ケア児保育事業の取組について」ということで、来年度2名の入所が決定されたという経過報告がございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

○久保委員

市民公募委員の久保でございます。保育課に質問です。

まず1点目が、「15名程の保護者から」とあったと思います。このうち2名の方が入所を希望されているという話をされていましたが、残りの13名ほどの方はどんな感じなのかなというのが気になりました。

2点目に、「一部の保育所に看護師を常駐させることで」と書いてあります。この一部なのですが、ほかのところは常駐じゃないのかなと思うのですが、個人的には、全ての保育園に常駐させなくて大丈夫なのかなという不安があるのですが、そのことについてどのように考えているのかです。

3点目に、今の話ともつながると思うのですが、令和4年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会の中でこの件について指摘されていることが幾つかあります。「受け入れ要件の中で“座位がとれて、移動が可能であり”と書いてありますが」と発言をされた委員の方の話によると、「医療的ケアの方で、これに当てはまる方はほぼいないのかな」という指摘とか、あと、「看護師が8時半から5時までずっといらしていただけるのか」とか、さまざまな指摘をされているのですが、そういうことも含めて大丈夫かなと気になっています。

もう1点が、今の話ともつながるのですが、こういった情報が、この会議において指摘された意見も含めて、この場にいらっしゃる委員の皆様提供とかされないまま議論しているのかなと個人的には疑問に思っているのですが、いかがお考えでしょうか。

○澁谷委員長

会議のあり方についても少しご質問いただいたところですが、まず資料に即してご回答できることはご回答いただきたいと思っております。

15名ほどの申し込みの相談があったけれども、その申し込みに至らなかった経過であるとか、何か事情があれば知りたい。あるいは、看護師の配置です。子どものニーズを考えれば、本来であれば全数配置ぐらいが必要なんじゃないのかなというあたりのところから来る疑問などです。ご担当課よりご質問事項についてご回答いただけますでしょうか。

○事務局（保育課）

1点目のまだほかにもいらっしゃるところにつきましては、まだ入院をされているお子さんの中にはいらっしゃいます。受け入れ要件を今決めているところでは、そこにはかなわないというお子さんもいらっしゃるところというのが現状です。

2点目の看護師をとるところでは、ひとまず受け入れを開始しまして、受け入れ要件の中に「定時で」というところを入れましたので、訪問看護で間に合っているのが現状です。やはり要望の中で常時という声がありましたので、1園、看護師をとるところで行っているのが現状でございます。

3点目で、受け入れの要件につきましては、時間も含めて、まだスタートしたばかりであり、10月になりますと、1年たちますので、次年度中に検討ということでこちらのほうでは考えております。

あと、入所する前に受け入れ検討会というものをしまして、そのお子さんにとってよいところはどこなのだろうということを検討するのですが、その対応についてはあくまでも個人の情報ですので、その中で共有をさせていただいて、外部に出してはおりません。

○事務局（保育課）

あと1点、補足になります。

藤沢市障がい者総合支援協議会でのご議論といったところでございます。私どもはいろいろな会議の中で、医療的ケア児保育については都度ご説明をさせていただいているところです。その中で当然いろいろなご意見をいただいております。先ほどのように現在は訪問看護しかできてない中で、常時の医療的ケアが必要なお子様への対応も当然必要ではないかといったお声もいただきます。そういうものも受けとめて、また保護者の方のご意見も当然ございますので、そちらも両方受けとめた中で、今制度設計をしているところです。私どもの今の対応も決して十分なものと考えていません。インクルーシブの視点で言えば、全ての保育園で医療的ケアのお子様の受け入れができるというのがベストだと考えています。

ただ、一方で、受け入れの体制で言うと、看護師の確保、公立保育園で今回2名看護師を確保できましたけれども、そこが現実的にはなかなか難しいところも正直ございます。今後はそこを法人立のほうにも広げていく中で、法人のほうでも看護師をぜひ確保していただいて、そのすそ野を広げていくというところでき取り組んでいきたいと思っています。私たちとしては法人の施設からの意見も、保護者の方の意見も、さまざまな会議体での意

見も全て受けとめて、総合的に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

会議のあり方については、最後の「その他」に『『こどもまんなか社会』の実現に向けた取組について』というのが出てきます。実は今いわゆる障がい児施策というのは障がい児・者一貫で行われているので、そちらの会議でいろいろと検討がなされ、こちらでも必要に応じて当然いろいろな意見は出てくるのですけれども、来年度から国のほうでは、障がい児策についてはこども家庭庁で取り扱って、いわゆる子どものことは子どもの部分でしっかり取り扱うことになっております。

このあたり、当然藤沢市としても障がい児・者一貫で見ていかなければいけない部分と、子どものことについては、きちんと子どものことに関してさまざまな意見を出し合う会議体の中でも、しっかり現状を情報共有して、物を申していくべきだという考え方もあります。これは障がい児・者だけではなくて、例えば別に設置されている母子保健の部分とか、生活困窮者支援の部分とか、いろいろな会議が動いています。

来年度以降、子どもに関する施策について、公募委員の皆様も含めて、どのように意見をしっかり聞いていくのかということ、市のほうでもご検討いただいている部分かと思っておりますので、この会議の最後のあたりで補足があれば、またご意見をいただきたいと思います。貴重なご指摘をありがとうございました。

では、今の報告事項についてそのほかに何かございますか。——ないようでしたら、恐らく関連するところもあるかと思っておりますので、次に進ませていただきます。

（４）医療的ケア児等支援事業について（子ども家庭課）

○澁谷委員長

次に、報告事項（４）「医療的ケア児等支援事業について」ですが、こちらについて事務局からご説明いただければと思います。

○事務局（子ども家庭課）

子ども家庭課から新年度に新たに始まる２つの事業についてご報告いたします。

資料につきましては、今後、体制が整い次第、再度ご報告する予定をしておりますため、用意しておりませんので、ご了承ください。

まず１つ目の事業は、医療的ケア児等相談支援事業です。先ほどご指摘があった部分に

も関連するかと思いますが、昨年5月に神奈川県が医療的ケア児支援・情報センターを開設しまして、令和5年4月からは政令市以外の5つの圏域ごとに相談窓口を開設することとなりました。

藤沢市は湘南東部圏域に属しておりまして、茅ヶ崎市と寒川町、2市1町を管轄する窓口を開設する予定となっております。相談窓口で受けた相談をそれぞれの市町へ割り振りをし、圏域の課題を取りまとめる機能を持つものと報告を受けております。

それに伴いまして、藤沢市でも医療的ケア児等の相談体制を整備するため、事務局機能を法人へ委託することとなりました。医療的ケア児やご家族、支援者などを総合的に支援するコーディネイト機能を持ち、必要な支援にスムーズにつながられるよう、ネットワークの構築や地域の課題を取りまとめる予定となっております。

医療的ケア児に関しましては、先ほどからお話ししていますように、支援のほうはまだまだ整っていない現状でございますので、まずは課題を抽出し、その課題を解決していくため、市町だけではなく圏域で抽出し、解決に向けていきたいと思っているところでございます。今後、神奈川県と藤沢市の事業をまとめましたチラシを作成する予定となっておりますので、改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

2つ目の事業といたしましては、医療的ケア児家族等支援事業です。在宅で生活する医療的ケア児の家族等の負担を軽減するため、委託契約した訪問看護ステーションなどの看護ができる職員が居宅を訪問して、家族にかわり、一時的に看護を行う事業となっております。今後、関係機関への説明や事業内容の構築をし、10月から開始する予定となっております。こちらにつきましても詳細が決まりましたらご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○澁谷委員長

こちらについてはお手元の資料はなく、口頭での経過報告でございましたが、医療的ケア児等支援事業につきまして、何かご質問とか、あるいは今後の施策展開に向けて、この辺をご留意いただきたいといったようなご意見がございましたら、委員の皆様からお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、こちらのほうも需要があるもので、その需要に対して今まで対応し切れなかった部分もコーディネーターを置いてきちんと対応していくというものですので、適切にご対応いただきながら、適宜ご報告いただければありがたいと思います。こちらについてもご

報告を承ったということで次に進めたいと思います。

(5) 第3回子ども・子育て会議委員意見・質問への回答について

○澁谷委員長

報告事項(5)「第3回子ども・子育て会議委員意見・質問への回答について」です。第3回というのは前回、いわゆる書面会議で開催したものになります。こちらについて委員より出された意見・質問についてご回答いただけるということですので、ご担当の方より資料に基づいてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(子育て企画課)

第3回子ども・子育て会議委員の皆様のご意見・質問への回答についてご報告させていただきます。

資料5をごらんください。

書面開催となりました前回の第3回子ども・子育て会議で委員の皆様からいただきましたご質問やご意見の回答をまとめさせていただきました。左から「議題」と、それに関する「意見・質問等」、「担当課」、「回答」内容の順で記載させていただいております。内容といたしましては、回答欄に記載のとおりとなりますので、一つ一つの説明については割愛させていただきます。

ご報告につきましては以上です。

○澁谷委員長

では、改めて資料をご確認いただきまして、何か追加のご質問とかご意見等ございますか。大変多くのご質問をいただいております、ご回答をご確認いただくのに少しお時間が必要かもしれませんが、ご質問をお出しいただいた方が適切なご回答をいただけているかというところは特にご確認をいただければと思います。オンライン参加の皆様からも何かございますか。

本件については特にご質問はないですかね。会場のご出席の皆様も資料をパッとごらんいただいて、前回の会議で取り扱った事項ですが、さらに追加のご質問、ご意見等はよろしゅうございますか。事務局で回答文を丁寧に作成いただいておりますので、ひとまずこちらで回答いただいたということで、その確認をしていただければと思います。

では、特にないようでしたら、報告事項5点については以上といたします。

報告事項5点に関して、改めてこのところは少し発題をしておきたいということがあ

ればお受けいたしますが、よろしゅうございますか。

○齋藤（勤）委員

保育士さんの確保方策の部分で、確保策の充実を図っていただいているところではあると思うのですけれども、「働く保育士からのご意見を踏まえ」というところですが、保育士たちからはどのような意見が出ているのか。

宿舎借り上げのところとか、来年度ふえているということを知っているのですけれども、その辺のふえ方も、認可保育施設も小規模保育施設も同じ人数の拡充ということで、そこがなぜなのかなというところも聞きたいところです。子どもの数や保育士の数に関係なく、宿舎借り上げの人数を1施設7人と知っているのですけれども、その辺が保育士の数と合っていないのではないかなとも思っているのです、その辺についてお聞きしたいと思います。

○澁谷委員長

保育士確保の問題は、過去の会議体でも何度かご指摘いただいたところで、保育士さんが十分確保できないことによって、必要な保育が提供できていないとか、そのようなおそれがあるというところは、藤沢市に限らず、いろいろなところで指摘されております。

藤沢市としてもでき得ることということで、実際に働く保育士さんからもご意見を聞きながら対応しているということですが、実際に保育士の宿舎借り上げ支援事業等の設計をする中で、こんな考え方をしましたといったところを、今のご質問に合った形で、事務局からご回答いただいてよろしゅうございますか。

○事務局（保育課）

まず、保育士の声といったところでは、昨年の10月ぐらいでしたか、保育士向けに、これはWebの形にはなりますが、アンケート調査を実施いたしました。その中では、まず、日々の部分での仕事の大変さを訴えるような声が非常に多かったことと、その背景にあるのは、やはり保育士が不足していることが一番大きいというのが改めて確認できたかと思っております。

このアンケートの中では、補助金制度についても質問させていただきまして、市のほうではさまざまメニューはあるのですが、そもそもそういった補助金を知らなかったという意見も多数ありましたので、それを受けて、今回、補助金のしおりといったものを作成いたしました。それは今後、園のほうからも、これから保育所勤務を目指す方にお配りいただき、活用していただきたいなと思っております。

このアンケートの中でも、宿舎借り上げ支援制度は、大変助かっているというようなお声もいただいております。一方で、その条件で1施設当たり5人までといった設定をしておりましたので、こちらについては、一部の施設では上限の5人まで達しているようなところもあって、希望してもそこは対応ができないとか、あるいは施設によって定員が決まっているために、施設の中で基準を設けて、この方には対応するけれども、この方にはごめんなさいみたいなどころもあるのが実態ですので、そういったところを踏まえて、今回定員の拡大を7人としたところです。

今、施設に対して一律に5人から7人というような形で変更したところでありましてけれども、齋藤委員おっしゃっていた指摘というの、確かにごもっともというところもございますので、1つの視点としては、施設の規模に応じた人数設定といった補助のあり方的なものも含めて、今後検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○澁谷委員長

とりあえず現状を把握しながら、改善すべきところは改善していくというところでご回答いただきましたが、よろしゅうございますか。

類似の施策はほかの自治体でもやっているところかと思っておりますが、それが効を奏している場合もあるし、実際、誰を対象にするのかということも結構難しかったりするようです。意外と職場の近所に住んでいる人が、ひとり暮らししたいとかというような場合もあり、その辺の判断なども、事業所ではどうしたものかと、実際に運用されている方たち同士で、このあたりが困っているというところはさまざまあるかと思っておりますので、また会議の場以外でもいろいろ意見交換しながら、保育士さんの確保について必要な手だてが講じられればと思っております。

○久保委員

今の保育士の不足とか確保についてですが、個人的な要望になるのかと思うのですが、以前に、特別支援の必要な子どもたちに対応できる保育士さんとか幼稚園教諭を確保していただけたらいいなみたいな話をさせていただいたと思っております。1つ要望なのですが、大学さんによっては、幼稚園免許と保育士資格に、プラス特別支援学校教員免許状を取れる大学がある。そういった大学さんに焦点を当てるとか、そこに行って、インクルーシブ保育をやっていきたいので、ぜひ来ていただだけませんかとか説明会をされるとか、そういうことをやっていただきたいなと思っております。その上で、藤沢市で働いてみたいなと思えるように取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○澁谷委員長

1つのご意見ですよね。これから保育士を確保する上で、1つこうした視点があるが、いかがかということです。今のは行政の方も関連するかとは思いますが、委員の皆様で何かいかがでしょうか。保育士確保についての1つの視点ということで、インクルーシブ保育なども強調しながら、やる気のあるいい保育士さんを確保することにつながればということです。そのことに関して、あるいは保育士確保に関して、こんなことができるのじゃないかというアイデアが何かあれば、せっかくの機会ですので、お出しただければと思います。

大津委員は現場のお立場で、アイデアというとなかなか難しいかと思うのですが、こういうようなところで、人材の集め方でこうしているけれども、こういうところが難しいというのであれば、せっかくの機会ですので、ご共有いただけるとありがたいです。

○大津委員

人材の確保はやはり難しいのが現状です。法人としては、大学に回ったり、そういう学校に回ったりしていますが、そこがすぐ採用に結びつかないです。うちでは実習に来たときには、できる限り実習生がそのまま就職してもらえようような対応を心がけて取り組んでいるのが現状です。

○澁谷委員長

そのあたり大学とか専門学校の人材育成と一体化していく。報道だとどうしても大変さが主導しがちですけれども、先ほどのインクルーシブ保育もそうですが、このような可能性があるとかが、その中で子どもたちがこう変わっていくとか、大人たちが学んでいく部分がある。これは保育だけではなく、当然幼稚園もいろいろあって、そのあたりの魅力をどう伝えていくのかというのは、今、大津委員の指摘からも、市だけとか、事業者だけではなくて、関係する教育機関にとっても非常に大事な課題なのかなと感じたところです。

議長なのですが、私から1点だけ事務局にお伺いしてもいいですか。少し状況だけ知りたいのですが、こども家庭センターについて、委員のどなたかからご質問いただいているところで、これは令和5年度に示される予定の国からのガイドラインを受けて、具体的な検討がなされるかと思っています。他自治体の様子を聞いても、児童福祉部門と保健医療部門の双方の業務に精通している支援員の確保が意外と難しいというような話を伺っています。藤沢市さんのほうでは、ガイドラインが出てこないと言えない部分があるかとは思いますが、このあたりの統括支援員の確保は割とよいといえますか、保健と福祉

の一体化の推進ができるような体制は割と見通しが立てられそうですか。補足で情報をいただけるとありがたいと思うのですが、どなたか少しご回答いただけますか。

○事務局（子ども家庭課）

今、委員長おっしゃっていただいたとおり、令和6年4月からのこども家庭センターの立ち上げに向けて今現在検討しているところです。こども家庭センターになりますと、先ほどご指摘いただきましたとおり、母子保健の部門と児童福祉部門の統括支援員を配置していく形になりますけれども、今そこも含めて担当課同士で検討しているところですので、これから整備をしていきたいと考えております。

○澁谷委員長

そのあたりで人材をどう確保して実際にこの事業を動かしていくのかというところが、いろいろな面で大きな課題になってくるかと思っておりますので、引き続き情報提供をいただければと思います。

○佐々木委員

保育士の確保の件で意見があったので、言わせていただきます。前回の書面会議で意見を述べさせていただいたのですが、あまり具体的な話ではないのですが、私の周りの保育士さんとか、かかわりのある保育関係の方の話や、こちらの会議に参加させていただいて、保育士さんのお話を聞く機会もある中で、身近な問題として、職場環境の問題を抱えている人が多い気がしました。

それは人材の確保に直接的につながらないとは思いますが、長い目で見たら、そういう問題を解決することによって定着率が確保されるのかなと思っています。それにはメンタル的な問題があるのではないかと考えていまして、例えば心理カウンセラーとか、そういう専門家のアドバイスを受けられるような環境をつくる。保育士さんの現場だけでなく、いろんな職場であることだとは思いますが、まずメンタルを健全に保つことで定着率が上がるのではないかと考えていまして、市での心理カウンセラーさんなどの手配や補助があってもいいのかなと感じています。

○澁谷委員長

貴重なご指摘ありがとうございます。一般的な職場環境の中でも、やはり職場の人間関係をやめていくというのは、別に保育に限らず、離職の要因として第一に上がってくる。つまり、給料とか以上に、働きやすさみたいなものが確保されているか。そのところが、職場の中で孤立してしまうとか、サポートが得られないというようなところで、続けられ

なくなるということは、私もいろいろなところでお伺いしています。そのことを踏まえた上で、保育士の確保対策をしてはいかがかという趣旨のご質問の補足であったかと思いません。

今の佐々木委員の発言に関連して、ご出席の委員の皆様から何か補足とかございますか。担当課から、今のところで何か補足はございますか。

○事務局（保育課）

私も今の話を伺って、本当にそうだなと感じました。昨年暮れの静岡県裾野市の不適切保育の事案があって以降、やはり保育士に対してのかなり厳しい風当たりといったものもございます。保育士の方からも、実際保育課のほうにさまざまな意見が寄せられているような現状もございます。その対応は今職員が行っておりますので、どうしても限られてしまうところも正直出ております。

今後を考えると、そういった相談窓口なり、専門家の方がそこにおいて、しっかりお話を受けて、適宜アドバイスできるような体制がもし構築できれば、それは本人にとっても、とても安心感につながりますし、そこに対しては、場合によっては保護者の方もそちらにご相談をしていくというような機能を持たせていくようなところも、1つの考え方ではあるかと思っておりますので、いただいたご意見を受けとめさせていただいて、内部的には考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○澁谷委員長

ぜひよろしく願いいたします。子どものことでは、最近、保育所の巡回相談みたいな形で、十分かどうかは把握していないのですけれども、カウンセラーの方たちが行くという試みはあるかと思っております。子どもたちのことで相談するだけではなくて、保育所等の中で起きていることについて、職員さんが気になっていることを、本当は職場の中で解決できれば一番いいのですけれども、必ずしもそうではないときとか、より専門的な助言とか、場合によっては少し相談ができるとか、あるいは専門機関への紹介みたいなものもできるとか、そうした手厚い体制をしていかないと、本当に気持ちぐすり減るような部分があるかと思っております。今の佐々木委員のご指摘も含めた上で、今後どんなことができるのかというところを、委員の皆様からもご意見をいただきながら、藤沢市のほうで少し施策をもんでいただければと思っております。

ほかにもございますか。——大丈夫そうであれば、報告事項については以上とさせていただきます。

3 その他

(1) 令和5年度藤沢市子ども・子育て会議委員改選について

○澁谷委員長

次に、次第3「その他」の(1)「令和5年度藤沢市子ども・子育て会議委員改選について」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(子育て企画課)

口頭になりますが、本年8月に予定しております子ども・子育て会議委員の改選についてご案内をいたします。

子ども・子育て会議委員の任期につきましては、子ども・子育て会議条例において2年と定められており、任期途中で委員になられた方も含めまして、2023年7月31日で現子ども・子育て会議委員の皆様の任期は満了となります。

改選に当たりまして、4月以降、推薦状の送付先の確認や後任についてのご相談を個別にさせていただくこともありますので、その際にご対応をお願いいたします。

また、先週の金曜日に人事異動等の確認についてのメールを送らせていただいております。人事異動等により現在のポストから異動となる方や、職名の変更などがある方につきましては、メールの内容をご確認いただきまして、ご返信いただきますようお願いいたします。既にご返信いただいている委員の皆様につきましてはご協力ありがとうございました。

以上でご案内を終了いたします。

○澁谷委員長

こちらは事務連絡という形でよろしいかと思いますが、委員の改選につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

○久保委員

委員の改選について意見が1つあります。子ども・子育て会議資料で次第の裏面のメンバーを見させていただくと、障がいを専門にした方がいないというのが個人的にやはり気になっております。例えば子ども青少年部とか、またその中の子ども家庭課のかかわる事業や取り組みの中には、障がいのある子どもたちを担当する業務があると思います。ただ、その部分について意見を述べたり、質問をしたりする委員さんがいないのはどうなのか。要は、ほかの皆様はそれぞれの課とかにかかわる方がいらっしゃるのですけれども、例え

ば児童発達支援とか放課後児童サービス関係者がいないのはどうなのかなというのが疑問に思っております、そういった方も選んだほうがいいのかというのが個人的にあります。

もう1点が、特に障がいのある子どもたちにはライフステージを意識して0歳から18歳、事業や取り組みの内容によってはプラス・アルファとして20代、30代という全体を見られる人がいないといけないのかなと思っておりますので、次回改選するに当たって、ぜひその辺も検討していただきたいなと思っております。

○澁谷委員長

子ども・子育て会議の範囲にもかかわることかと思えます。確かに今ご指摘のように、自治体によっては、障がいのある子どもたちを育てているところの関係として、例えば特別支援学校のPTAの方や保護者の代表の方を委員にするところもあるようです。ある程度限りはあるかと思うのですけれども、その中でいろいろな子どもたちのことについてしっかりと意見交換ができるような体制が必要ではないかというご意見であろうかと思えます。このあたりのところはもっともかと思えますので、特段、反対意見はないかと思えます。あとは実務的にこの子ども・子育て会議で何を重点的に議論して、そのためにどんな人たちをしっかりと入れていかなければいけないか。場合によっては臨時委員とか、ヒアリングみたいなものもしていかなければいけないというような話にもつながることかと思えます。そのあたりは今ご発題いただいたところで行政の方にも伝わったかと思えますので、必要なお検討をしていただければと思います。

この件についてよろしければ、次に移ります。

(2)「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組について

○澁谷委員長

次に、(2)「『こどもまんなか社会』の実現に向けた取組について」ですが、こちらにつきましても事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（子育て企画課）

この件につきましては、前回の書面開催の会議において資料としてお送りいたしました。この会議の説明の中でも改めてご説明をさせていただきますとお伝えしておりましたので、この時間をかりてお話をさせていただければと考えております。

資料6「『こどもまんなか社会』の実現に向けた取組について」という表題で、国の取り

組みとこれに伴う本市の対応をまとめております。

1 「趣旨」です。令和5年4月のこども家庭庁創設、及び先ほど来話題にも上ってまいりましたこども基本法の制定等の概要についてご説明するとともに、現時点で想定される本市への影響等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

2 『こどもまんなか社会』の実現に向けた国の取組について」です。

(1) 「背景と必要性」について触れさせていただいております。国としても、これまで少子化対策として子ども・若者・家庭等への取り組みを推進してきました。少子化対策への取り組みというと、1989年に出生率が1.57まで下がった「1.57ショック」がありました。それを受けまして、1992年の国民生活白書の中で初めて「少子化」という言葉が使われました。少子化に対応するために国の施策として考えられたのがエンゼルプランで、日本国として初めて少子化対策に着手した政策になります。

現在2023年で、当時から30年ほどたっておりますが、昨今の報道でもありまして、昨年の出生数が80万人を割りました。一番低かったのがたしか出生率1.2台にいったところから若干の回復はあるものの、本格的な子どもの増には至れないという状況がずっと続いております。

そういう中で、子ども政策にもっと力を入れていかなければいけないというところがあるかと思っております。そうやって子どもが減っているにもかかわらず、児童虐待であったり、子どもの自殺であったり、不登校であったりと、子どもの生きづらさはかつてない水準に高まっており、かつ、コロナ禍が非常に負の影響を与えています。

そういう認識の中で、子どもに係る問題の課題解決を強力に推進するための組織として、各府省庁にこれまで権限が分かれておりましたものを統合して、専一に取り組む独立した行政組織をつくり、かつ専任の大臣を司令塔として、国が一丸となって取り組み、「こどもまんなか社会」を実現するというかけ声のもとつくられたのがこども家庭庁です。

また、これまで日本には、児童福祉法、母子保健法、教育基本法など、子どもにかかわるさまざまな法律がありますが、子どもを権利の主体として明確に位置づけ、その権利を保障するための基本的な法律が存在していませんでした。

この法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子どもに関するさまざまな取り組みを講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることによって、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法が必要だという認識に基づいて、制定され

たのがこども基本法です。

以上、こども家庭庁、こども基本法のそれぞれの背景と必要性がうたわれております。

(2)「関連法の制定」で、これに基づく関連法の制定についての情報を記載しております。これは参考程度にごらんいただければと思っています。

(3)「こども家庭庁の概要」です。別紙1に「こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)」の掲載をさせていただいております。

別紙1をごらんいただきますと、左側の囲いのほうに「こども家庭庁」と黒地に白抜きで書いてある欄がございます。

こども家庭庁は、大きくは3つの機能を持つ組織としてつくられております。1つ目が「司令塔機能」です。司令塔の機能をつけまして、それぞれ内閣府や文科省、厚生労働省から「移管される事務」をとり行うこととなります。これに加えて、「新たに行う・強化する事務」として、性的被害の防止やCDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤の整備等を考えております。

こども家庭庁の上に「こども政策担当大臣」を置いて、政策の強力な推進を図っていくという形になります。

報道もされておりますとおり、そのほかにも子ども政策にかかわる府省としては、全て統一されるわけではなく、文部科学省の学校教育の部分とか、厚生労働省の医療の関係、また労働者の働く環境の関係など、残る部分がございます。その部分については、こども家庭庁が持つ総合調整権限に基づく勧告ができることによりまして、関係府省庁に一定の影響力を与えることができるような組織として考えられております。

資料6にお戻りいただきまして、(4)「こども基本法の概要」ですが、こちらは別紙2に内閣府のこども家庭庁の設立準備室で作成した資料を添付しております。「目的」、「基本理念」、「責務等」、「白書・大綱」等々について記載しておりますので、お読み取りをいただければと思います。

次に、子どもの権利にかかわる法律の概念図など、日本財団が作成した資料をおつけしております。

先ほど少し触れましたが、子どもの権利に関する基本的で包括的な法律がないですよというところを比較しているもので、「障がい者の権利」、「女性の権利」、「子どもの権利」と3つ並べて書かれている資料をごらんいただけますでしょうか。これまでの日本の法律体系において、子どもの権利に係るものがないですよ。例えば障がい者の権利に関

して言えば、障害者基本法が存在していました。女性の権利に関しましては、男女共同参画社会基本法があったわけですが、子どもの権利については、こども基本法というものが存在していなかったということを図で示した資料となっております。

これまで子どもの権利の部分については、児童福祉法でフォローができていたというのが政府の見解だったのですが、そこを一步進めて、子どもの権利をきちんと保障するための基本法をつくっていかうということで進められたのが、今回のこども基本法の制定につながっているのかなと考えております。

また資料6に戻っていただきまして、(5)「児童福祉法等の一部を改正する法律の概要」については、後ほどお読み取りをいただければと思います。

3「現時点における本市への影響とその対応」では、4点挙げさせていただいております。

まず1点目が、この子ども・子育て会議のあり方に係る部分でございます。こども家庭庁の設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、内閣府に設置されている「子ども・子育て会議」が廃止をされ、こども家庭庁設置法により、こども家庭庁に「こども家庭審議会」がこの4月以降置かれることとなります。

本市の「藤沢市子ども・子育て会議」につきましては、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」に準じて、その名称を定めた経過もあることから、このたびのこども家庭審議会の設置の流れを受けて、会議の名称の変更について検討を行う必要があるという状況でございます。

ただ、その下書いてございます観点から、法施行日に合わせた名称変更については行う必要はないだろうと考えています。

1つが、ア『市町村の合議制の機関』の名称については、法定されていないという状況でございます。

もう1つが、「こども家庭審議会」の所掌事務は新たに規定された一方で、「市町村の合議制の機関」の所掌事務については改正が行われず、この市町村の合議機関については権能等に変更がございません。今後、次の藤沢市子ども・子育て支援事業計画の策定等に向けた検討と並行して、国の動向等を注視して、この会議のあり方や名称についての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)『藤沢市子ども・子育て支援事業計画』及び『子ども共育計画』の改訂についてです。こども基本法第9条に規定された「こども大綱」を今、国のほうで策定して、

おおむね秋ごろに取りまとめができるという情報でございます。この大綱に基づいて、市町村は「市町村こども計画」を定めるように努めることとされています。

「こども大綱」に記載した内容については、以下に記載の6点になっているのですが、現在、藤沢市で定めている子ども・子育て支援事業計画、また、子ども共育計画とあわせて、どのような形で取りまとめていくのかというのが、今後の子ども・子育て会議における課題の1つになってこようかと考えております。

今お話をした支援事業計画及び共育計画については、令和6年度末までの計画となっております。これに伴って、令和5年度につきましては、計画に係る基礎調査を実施し、令和6年度はその基礎調査の結果に基づいた具体的な計画策定をしていくことを現在のところ見通しております。

本市への影響につきましては、「市町村こども計画」の策定をどのようにしていくのか。あわせて、計画の名称、今、支援事業計画と共育計画の2本がございますが、こちらについては計画を全て統合して、1つの子どものための計画にしていくべきではないかと現事務局としては考えてございます。そのことも含めて、秋に公表される「こども大綱」、その後公表される国の資料等を踏まえて、適時この会議の中での議論を進めていければと考えております。

次に、(3)「こどもや子育て当事者等の意見聴取について」です。こども基本法の11条において、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たっては、対象となるこどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとしております。

どこまでの事務事業なりを対象としていくのか。どうやって子どもたちの意見を聞いていくのかということについて、今後藤沢市としてどのように取り組んでいくのかを検討していく必要があると考えております。非常に大きな問題で、なかなか一朝一夕の議論で答えが出るものではないかもしれませんが、これにつきましても、この子ども・子育て会議で議論すべき課題の1つとして考えておりますので、ご承知おきをいただきたいと思いますと考えています。

最後、先ほども話題に上りましたが、(4)「こども家庭センターの設置」についてでございます。子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な相談を支援するための組織として、現在子ども家庭課と健康づくり課の母子保健担当が中心となって検討させていただいております。

今、国が思い描く組織のイメージについては、別に資料を添付させていただいておりますが、そちらを参照いただければと考えておりますが、こちらに進捗につきましては適時この会議にご報告をさせていただきたいと考えております。

○澁谷委員長

前回も使用した資料ですが、今回対面ということで改めて丁寧にご説明をいただきました。どうしても行政の計画ですので、こうした国の法律とか、実施体制というものが影響してきますもので、少し時間を丁寧にとって、このような動きにあるということをご説明いただいたところでございます。

先ほども障がい児のことなどを今後どうするのかというところでもご意見をいただいたところですが、今ご説明があったとおり、藤沢市単独で決められない部分も多々ある。国の動きを見なければいけない部分も多々あります。ただ、藤沢市として子ども施策のあり方を考える上では、このような会議体が望ましいのではないかと、藤沢市としても検討する上でこのような工夫ができないかというようなことがあれば、この場でご発題いただいて、行政の担当者の方にもその声をしっかり聞いていただければと思いますが、いかがでしょうか。ご質問も含めてで構わないのですが、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、藤沢市としてどんな対応をしていくのかという説明について、ご質問、ご意見がございましたら、委員の皆様からお出しいただければと思います。

○久保委員

1つ意見があります。子どもや子育て当事者等の意見聴取についてなんですが、今から言うことは、あくまで素人ながらのアイデアにすぎないのですけれども、私の記憶が間違っていなければ、たしか横浜市で、例えばいじめをテーマに小学生や中学生、高校生を集めて、会議のような形でディスカッションしてまとめてみたり、あとは授業の中で特定のテーマを決めて調べたり、考えたりしながら意見を述べていくとか、そういったこともできるのではないかなと個人的には思っています。

○澁谷委員長

特に子どもや子育て当事者等の意見聴取はこれからやらなければいけないものですが、そうした取り組みが他市でも既に行われているので、そうしたフォーラム的なものをするとか、あと、こども家庭庁は学校教育のことは所管外にはなってきますが、学校の中で常に自分たちの話を自由に言ってもいいのだとか、そのことで何か形になるということが学校生活の中でも日常的に行われてくることで、初めて子どもたちが自分たちの意見を言う

ことがより形になっていく部分があるのではないかというご意見だったかと思います。

ほかの委員の皆様からも、ここの部分は藤沢市としてどうやっていくのかとか、ぜひこういうような試みをしたほうがいいのではないかというのであれば、ここで発言したら責任をとるということではございませんので、アイデアとしていろいろなものを出していただけると、行政としても参考にしやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○大竹委員

私は幼稚園ですが、幼稚園は文部科学省の行政指導があります。子どもたちには4時間の保育が適切であるという指導の中で保育を行っています。ところが、最近は男女平等ということで、お母さんたちが社会に大変進出されていらして、預かり保育ということがすごく大切になってきています。

この預かり保育を見ておりますと、私どもの幼稚園は朝8時から預かっており、一番遅くまで預かる子は午後6時です。そうしますと、子どもは10時間幼稚園にいます。これは子どものいじめとか、自死とか、不登校とか、こういう問題がもっと大きくなっていくのではないかなと思うのです。

職員は8時間労働と決められておりますので、朝8時に出勤した人は5時に帰ります。子どもたちを横目で見ながら「さよなら」と言って帰っていくわけです。でも、預かり保育をしている子どもは10時間幼稚園にいます。これは何かすごく怖い感じがいたします。

このことはいろいろなことがかかわってきまして、すごく大きなことですし、社会も変わってきていますので、私も何と発言していいのかわからないのですが、子どもは困ったことがあった場合、一番話ができるのは、特にお母さんに話ができると思うのです。ですから、働くお母様を育てることも社会で必要なのかもしれませんが、幼児とか、小学校低学年のうち、働くお母さんは3時までに家へ帰れるとか、そんなふうな仕組みができたらいいいのかなと思います。子どもたちのために最近は特に感じています。

当初のころの預かり保育は、8時からの早朝預かりはありませんでした。夕方5時までが最大でした。今は保護者の方の希望で6時までやっておりますが、今後は7時までやってくださいという話も出てきそうな感じもして、とても怖さを感じています。これは私の感じていることの怖さです。

○澁谷委員長

特に就学前の子どもたちは、子ども自身がまた意見が言えないというところがあって、大人がどういうふう子どもたちを育てるのかという大人のライフスタイルに過度に影響

される部分がありますので、そのあたりの子どもたちにとって一番いい環境とは何なのかというのを考えていかなければいけない部分はあるかと思ひまして、そこも1つ大事な観点になってくるかというご意見かと思ひます。

また国のほうの施策はどうなるかわかりませんが、今度は育児休業の拡大みたいなものもあります。在宅子育て支援が手薄だったというのは事実かと思ひますので、そのあたり在宅で子育てをされることを選んでいる人たちに対して必要なサポートが得られるというようなところもあわせて、今、藤沢市の中でどんな状況になっているのかというのは改めて見ていかなければいけない。そのところで施設型の保育・教育の推進だけではないところがあるというのは1つの視点として大事なかなと思ひます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。多様な意見があつてよろしいかと思ひますので、もし施策のあり方について、こんな視点をぜひ踏まえた上で今後の会議のあり方についても検討されたいというものがあれば、これを機に何かお出しただければと思ひます。よろしいですかね。とりあえず今回は審議事項ではなく、まずは国の動向をしっかりとご報告してというのが一番の趣旨ですので、現時点で特にご意見やご質問がなければ、必要な報告は承ったということで進めたいと思ひます。ありがとうございます。また会議のあり方が大きく変わっていく中でありますので、こうした施策動向について踏まえた上で、もし何かご意見等があれば、適宜事務局のほうにお知らせいただければと思ひます。

最後に、委員の皆様から、用意されている次第以外で何かご発題なさりたいことはございますか。

○久保委員

資料にはないのですけれども、個人的に気になっていることがあります。藤沢市が出している「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」の中に「善行保育園・善行乳児保育園等再整備」というのがあると思うのですが、この建物は善行市民センターのそばに置くというのはわかるのですが、現状としては今2つあるわけですよ。2つの建物がそれぞれあります。これを1つの棟にした場合、名称はどうなるのか、個人的に気になっています。要は善行乳児保育園と善行保育園を合体させて、善行保育園だけに統一するという話なのか。それとも、建物は1つになるけれども、名前はそのままとしますという話なのか。その辺がプランの中でよくわからなかったもので、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（子育て企画課）

今委員のおっしゃられたとおり、「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」におきまして、

善行保育園・善行乳児保育園の再整備事業を今後実施していくわけですが、今計画としてあるものは、おっしゃられたとおり、善行市民センターの近接地に、今ある善行保育園と善行乳児保育園を1つにした形で再整備をしていくというものです。ただ、名称につきましては現在まだ決まっておきませんので、今後検討して決定していくという状況です。現在のところは、あくまでも善行保育園・善行乳児保育園再整備事業ということで、園名は今後ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷委員長

そのほかにならうでしたら、事務局に進行をお戻ししたいと思いますが、よろしうございますか。

では、事務局から何かございましたらよろしくお願いいたします。

4 閉会

○事務局

本日は、お忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございました。また、オンラインでご参加いただきました委員の皆様、接続が不安定になり、申しわけございませんでした。

本日で令和4年度の会議は終了となります。

令和5年度の藤沢市子ども・子育て会議は4回から5回程度を予定しております。令和5年度第1回の会議につきましては6月から7月、改選前を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、開会の際にご案内させていただきましたとおり、資料1、資料1-2、資料1-3につきましては、本日会議室でご参加いただいている方は、お帰りの際、机の上に置いてお帰りいただきますようよろしくお願いいたします。オンラインでご参加の皆様は、令和5年度第1回会議の際に回収をさせていただきますので、それまでお手元で保管いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、本日、駐車券をお持ちの方がいらっしゃいましたら、会議終了後、事務局の財田までお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○澁谷委員長

では、本日の日程はこれで全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきま

してありがとうございました。

以 上